殿

## 行政文書の更なる開示の申出書

(各事務所の長)						
	氏名又は名称					
	住所又は居所					
	連絡先電話番号					
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 14 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。						
1	記1 更なる開示を求める行政文書の名称					
2	開示決定通知書の	)日付及び文書番号   日付け 発	第一号			
3	最初に開示を受けた日 年 月 日					
4 更なる開示の実施の方法等 (※事務所における開示の実施を受ける場合は、その希望日。写しの送付を希望する場合は、その旨を記載) *行政文書の同じ部分について、最初に開示を受けた方法と同じ方法による開示の実施を受けることはできません。						
5	担当課等		TEL:		(内線	)
ī						
	開示実施手数料	ر الر	(収入印紙を貼付)		(受付印欄)	
		(4)	<b>ヘノスロッかいで、光ロココナ</b>			
l						